

平成28年1月29日

司法書士法違反容疑での行政書士の逮捕に関して（会長談話）

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

平成28年1月27日、行政書士（大阪府行政書士会所属）が司法書士法違反容疑により逮捕されました。

報道によれば、容疑の概要は、当該行政書士が、外国人に長期の在留資格を得させるため、司法書士の資格が必要な会社の法人登記の申請を無資格で行ったというものです。また、その会社の実体はなく、不法に在留資格を得させることが目的だったと伝えられております。

行政書士は、国民の皆様の信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する責務を担っているところですが、当該行政書士の行為は、その信頼を著しく損ねるものであり、当該行政書士による行為を当会としても重く受け止めています。

また、関係者及び国民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしましたことに対し、深くお詫びを申し上げます。

隣接法律専門職の一つである行政書士には、高度な職業倫理に基づく公正かつ誠実な職務遂行が求められています。このため、当会及び各都道府県行政書士会において倫理研修やコンプライアンス研修が実施されており、行政書士の高度な職業倫理の確立のための努力を継続しているところです。

また、出入国管理及び難民認定法施行規則に基づいて申請の取次業務を行う行政書士に対しては、当会及び各都道府県行政書士会は申請取次行政書士管理委員会を設置し、法令順守の徹底を指導してきております。

当会としては、今回の事件を重く受け止め、再発防止に努めてまいり所存です。また、社会的責任を有する隣接法律専門職として、国民の皆様信頼を取り戻すべく、さらなる努力を重ねてまいりますので、行政書士制度に対する一層のご理解をお願い申し上げます。

以上